随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（選挙管理委員会事務局分）（令和7年5月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	選挙管理委員会事務局	228-7875	選挙管理システム運用支援業務	株式会社ムサシ　大阪支店	10,764,600	R7.5.6	当該事業者は、選挙システム（期日前投票、投・開票集計、選挙人名簿の各システム）を独自に開発し、直販のみを行っている。そのため、選挙システムの仕様や構造等の詳細は一般には公開されておらず、他の事業者には広く知られていない。また、選挙システムは選挙業務の性質上、常時稼働するものではなく、選挙時に限定して集中的に使用される特性を有する。さらに、選挙ごとに必要となる設定や操作が異なるため、システムの構造や運用方法を熟知した者による支援が不可欠であり、これがなければ選挙執行に重大な支障を来すおそれがある。 仮に本業務を他の事業者に委託した場合、事業者が変わるごとに選挙システムの全体構造やプログラム、処理ロジックを一から解析する必要があるほか、選挙業務の内容（選挙の種類ごとに異なる）についても十分に理解する必要がある。そのため、準備に要する時間およびコストの両面において現実的ではない。さらに、選挙時運用における経験の蓄積も困難であり、他社が開発したシステムを運用するという性質上、万一不具合やトラブルが発生した場合には、十分な知見やノウハウがないことから迅速な対応が困難となり、業務全体に深刻な影響を及ぼす可能性がある。 以上の理由により、本業務については、選挙システムの開発元である事業者と随意契約により契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									